

第3号議案

滋賀県社会教育委員の解嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）の規定に基づく滋賀県社会教育委員を、次のとおり解嘱する。

令和5年4月11日

滋賀県教育委員会

1 委員を解嘱する者

令和5年4月11日付

区分	氏名
公募	原田 恵実

2 解嘱理由

本人からの申出による。

滋賀県社会教育委員 名簿 (敬称略)

○任期:令和4年7月2日～令和6年7月1日

区 分	氏 名	所 属 等
学校教育	じょう たかし 城 敬	湖南市立甲西北中学校長
	なかざわ しげゆき 中澤 成行	滋賀県立長浜北星高等学校・高等養護学校長
社会教育	かわばた まこと 川端 一	滋賀県社会教育委員連絡協議会理事
	たちばな まどか 橋 円	滋賀県PTA連絡協議会顧問
	ふじわら あさみ 藤原 麻美	日本青年団協議会副会長 滋賀県青年団体連合会顧問
	はせがわ つよし 長谷川 毅	日野町立図書館長
家庭教育	みやもと まり 宮本 麻里	子育て応援カフェLOCO代表
	よしだ しょうこ 吉田 尚子	一般社団法人暮らし育て組理事
学識経験者	ふじむら ゆうこ 藤村 祐子	滋賀大学 教育学部准教授
	かない ふみひろ 金井 文宏	立命館大学客員教授 大阪都市コミュニティ研究所室長
	むらい こういちろう 村井 孝一郎	財団法人滋賀県人権教育研究会会長 近江八幡市立武佐小学校長
	ひらお たかこ 平尾 香子	滋賀ダイハツ販売株式会社取締役
	かとう よしあき 加藤 芳顕	県社会福祉協議会
公 募	しまむら こうへい 島村 恒平	公募による委員
	はらだ めぐみ 原田 恵実	公募による委員

滋賀県社会教育委員に係る関係法令等(抜粋)

■社会教育法（昭和24年法律第207号）（一部抜粋）

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

■滋賀県社会教育委員条例（平成25年滋賀県条例第104号）

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、滋賀県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（定数等）

第2条 委員の定数は、20人以内とする。

2 委員は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。